

「指定地域密着型介護老人福祉施設」重要事項説明書

特別養護老人ホームやすらぎ

当施設は介護保険の指定を受けています。
(事業者番号 第3373401003号)

当施設はご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

1	施設運営法人	2
2	利用施設	2
3	居室の概要	3
4	当施設の設置状況	3
5	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6	入所中の医療の提供について	7
7	サービス提供における事業者の義務	8
8	栄養の管理	8
9	口腔衛生の管理	8
10	身体拘束の禁止	8
11	虐待の防止	9
12	事故発生時の対応及び緊急時等における対応	9
13	非常災害対策	9
14	感染症、食中毒の予防	9
15	守秘義務	9
16	施設利用の留意事項	9
17	損害賠償について	10
18	施設を対処していただく場合(契約終了について)	11
19	残置物引取り人	13
20	苦情の受付について	13

1 施設経営法人

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県真庭市久世2928番地 |
| (3) 代表者名 | 会長 三船昌行 |
| (4) 電話番号 | 0867-42-1005 |
| (5) ファックス番号 | 0867-42-2263 |
| (6) 設立年月 | 平成17年4月1日 |

2 利用施設

- | | |
|------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定地域密着型介護老人福祉施設
平成18年4月1日指定 岡山県第3373401003号
※当施設では、真庭市社協短期入所生活介護事業所
(定員4名)を併設して実施しています。 |
| (2) 施設の目的 | 地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム やすらぎ |
| (4) 施設の所在地 | 岡山県真庭市下湯原47番地 |
| (5) 電話番号 | 0867-62-7111 |
| (6) 施設長 | 延本貞明 |
| (7) 運営方針 | 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って明るく家庭的な地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に努めます。事業の実施にあたっては、原則として市内在住者を対象として、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、真庭市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。 |
| (8) 開設年月 | 平成18年4月1日 |
| (9) 営業日 | 年中無休 (受付時間) 8:30~17:15 |
| (10) 入所定員 | 16人 |
| (11) 施設の概要 | 鉄筋(一部鉄骨)造平屋建て 延べ床面積 2,036.89㎡ |

3 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	2室	
2人部屋	7室	
食堂	1室	機能回復訓練室兼用
浴室	1室	機械浴槽・特殊浴槽
医務室	1室	

- ※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。
- ※ ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 当施設の設置状況

当施設では、ご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（併設であるショートステイを兼務します。）

(1) 主な職員の配置状況

職 種	業務内容	常勤換算	指定基準
施設長	施設管理全般	1	1
生活相談員	相談援助	1	1
介護職員	介護サービス	6以上	6
看護職員	看護・健康管理	1以上	1
機能訓練指導員	機能訓練	(1)	(1)
介護支援専門員	介護サービス計画	(1)	(1)
医師	健康管理	(1)	(1)
栄養士	栄養管理	1	1

- ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	8 : 30 ~ 17 : 15
生活相談員	8 : 30 ~ 17 : 15
介護職員	早番 7 : 30 ~ 16 : 15 1名 日勤 8 : 30 ~ 17 : 15 1名 遅番 9 : 30 ~ 18 : 15 1名 夜勤 17 : 00 ~ 9 : 00 1名 夜間は原則として職員1名及び補助員として管理宿直員1名でお世話をします。
看護職員	8 : 30 ~ 17 : 15
機能訓練指導員	看護職員と兼務
介護支援専門員	介護職員と兼務
医師	毎週木曜日 16 : 00 ~ 17 : 00
栄養士	8 : 30 ~ 17 : 15

※ 土日祝日などは上記と異なります。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、 (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（介護保険給付対象サービス） (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（介護保険給付対象外サービス） があります。
--

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金が介護保険から給付されます。

介護給付によるサービス利用料金については、別表1に定めるとおり、ご利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険から給付される額を除いた金額（自己負担額）をお支払ってください。

<サービスの概要>

- ① 入 浴 入浴又は清拭を週2回行います。寝たきり状態の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。体調に応じ清拭となる場合があります。

- ② 排泄 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③ 機能訓練 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④ 健康管理 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑤ その他自立への支援
寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。ご利用者の能力を最大限活用出来るよう援助します。清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行なわれるよう援助します。

<加算等について>

特養やすらぎの体制や利用者の状態などに応じて以下の加算を算定します。

①看護体制加算（Ⅰ）イ	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
②サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤の占める割合が100分の75以上である場合。
③外泊時費用（入院外泊時）	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
④初期加算	ご利用者が新規に入所及び1ヵ月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算。
⑤療養食加算	医師の指示に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合。
⑥安全対策体制加算	安全対策に関する担当者を配置し、施設内で安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時1回限り算定。
⑦介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的として、所定単位数にサービス別加算率(13.6%)を乗じた単位数を算定。

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。（別表1参照）

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用（食費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8:00～9:00 昼食：12:00～13:00 夕食：17:45～19:00

② 居住に要する費用（光熱水費、室料）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居住に要する費用をご負担していただきます。

③ 特別な食事等

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ 理美容代（散髪代）

2ヶ月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回1,500円

⑤ 入院・通院費

医療保険制度による自己負担額

⑥ 貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。「特別養護老人ホームやすらぎ入所者預かり金等管理規程」に基づき管理しますが、現金の取扱いはなるべく控えさせていただきます。

※ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

※ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

※ 保管管理者：施設長

※ 出納方法：入所者預かり金等管理規程に基づいて行います。

⑦ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。施設での生活を実りあるものにするため、毎月、季節行事や誕生会を実施しています。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

⑨ 契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る別表1に定める額。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。なるべく、金融機関口座からの自動引き落としにてお願いします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

〔ご利用できる金融機関〕

郵便局 ・ 中国銀行 ・ 晴れの国岡山農協

イ. 現金払い

真庭市社会福祉協議会各事業所

ウ. 振り込み

手数料はご利用者負担

6 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	真庭市国民健康保険湯原温泉病院
所在地	岡山県真庭市下湯原 5 6
診療科	内科・外科・整形外科・神経内科・皮膚科・リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉田歯科医院
所在地	岡山県真庭市豊栄 9 9 2 - 2

7 サービス提供における事業者の義務（契約書第 7 条、第 8 条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

8 栄養の管理

当施設は、入所者の状態に応じて栄養管理を行うことで、入所者の栄養状態の改善を図り、生活の質の向上に寄与することを目標とします。

9 口腔衛生の管理

当施設は、歯科医師による入所者の歯科検診、及び口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導、並びに歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を実施し、入所者の口腔衛生の管理を図ります。

10 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11 虐待の防止

当施設は、入所者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底し、入所者の人権擁護、人格の尊重のために必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応及び緊急時等における対応

サービスの提供を行っている際に、ご利用者の病変及び事故が発生した場合、必要な措置を講じるとともに、速やかに主治医、入所者の家族に連絡します。急を要する場合は事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。必要に応じて市町村及び県へ連絡します。事業者は、前記緊急時の状況及び事故に際して採った処置について記録、検討し、再発防止に努めます。事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

13 非常災害対策

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行わなくてはなりません。又、事業継続計画（BCP）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できるように尽力していきます。

14 感染症、食中毒の予防について

当施設は、感染症や食中毒の予防、及び蔓延防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、事業継続計画（BCP）に基づき事業が継続できるように尽力していきます。

15 守秘義務

当施設の職員は、業務上知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

16 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 面会 面会時間 8:00～20:00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(2) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。但し、外泊については、1 ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して13泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時費用及び居住費に係る自己負担）

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙・飲酒について

当施設内は全て禁煙であり、アルコールの提供も行っておりません。禁煙、禁酒にご協力ください。

17 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

18 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護1又は要介護2と判定され、特例入所の対象とならない場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1） ご利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）
契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2） 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）
- 当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。
- ①検査入院等、短期入院の場合
- 1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊時費用及び居住費に係る自己負担）
- ②上記期間を超える入院の場合（7日以上3ヶ月以内）
- 上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
- ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
- 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります
- ⑥利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に障害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ ご利用者が施設を退所される場合には、その際の相談援助にかかる費用として、退所時等相談援助加算（退所前訪問相談援助加算 460 単位、退所後訪問相談援助加算 460 単位、退所時相談援助加算 400 単位、退所前連携加算 500 単位）をご負担いただきます。

19 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

20 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1） 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを真庭市社会福祉協議会湯原支所（湯原保健福祉センター）玄関に設置しています。

特別養護老人ホーム やすらぎ	所在地	岡山県真庭市下湯原 47 番地
	電話番号	(0867) 62-7111
	FAX	(0867) 62-3181
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
	苦情受付（担当者）	生活相談員 三船 真紀 （責任者）施設長 延本 貞明

（2） 行政機関その他苦情受付機関

真庭市役所高齢者支援課	所在地	岡山県真庭市久世 2927-2
	電話番号	(0867) 42-1074
	FAX	(0867) 42-1390
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町 17-5
	電話番号	(086) 223-8811
	FAX	(086) 223-9109
	受付時間	8:30～17:00

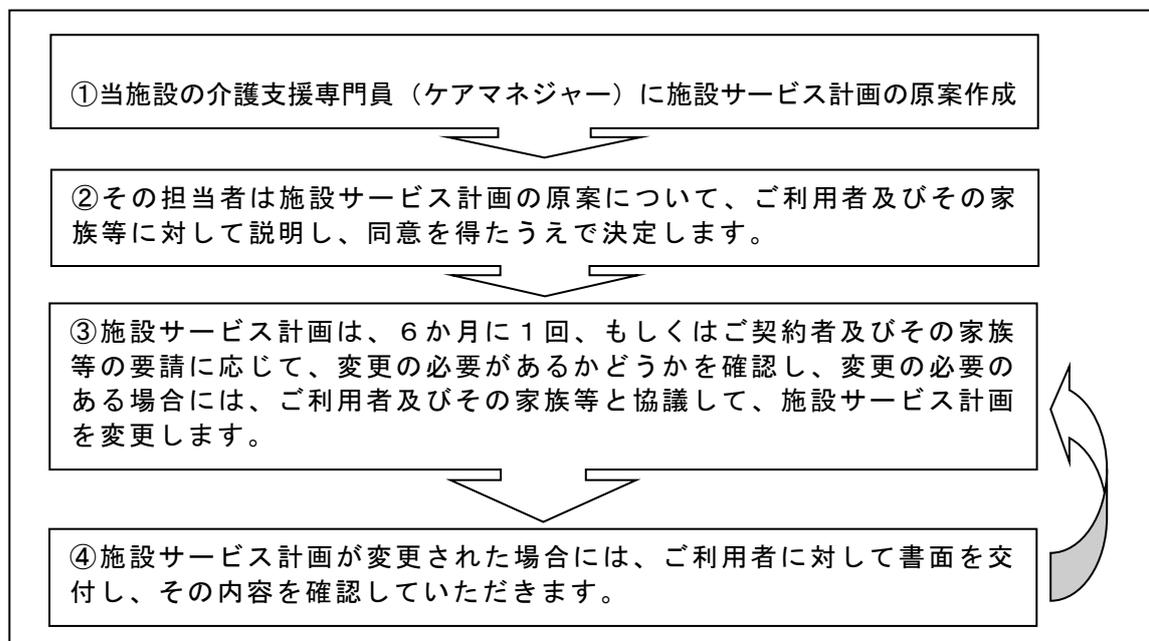
〈重要事項説明書付属文書〉

〈配置職員の職種〉

介 護 職 員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生 活 相 談 員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
看 護 職 員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。
医 師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。（非常勤）

〈契約締結からサービス提供までの流れ〉

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



令和 年 月 日

指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホームやすらぎ

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

個人情報使用同意書

使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者のための施設サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や他事業所との連絡調整等において必要な場合使用する。

使用条件

個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておく。

以上のことを条件に個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との続柄)

別表1 令和7年4月1日～

〈地域密着型介護老人福祉施設サービス費（個室・多床室）1日当たり〉

	サービス 利用料金	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
(特例入所)要介護1	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
(特例入所)要介護2	¥6,710	¥671	¥1,342	¥2,013
要介護3	¥7,450	¥745	¥1,490	¥2,235
要介護4	¥8,170	¥817	¥1,634	¥2,451
要介護5	¥8,870	¥887	¥1,774	¥2,661
看護体制加算(Ⅰ)イ	¥120	¥12	¥24	¥36
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	¥60	¥6	¥12	¥18
外泊時費用 (入院外泊時)	¥2,460	¥246	¥492	¥738
初期加算 (入所日から30日間)	¥300	¥30	¥60	¥180
療養食加算 (1回¥60、1日3回限度)	¥180	¥18	¥36	¥54
安全対策体制加算 (入所時1回限り)	¥200	¥20	¥40	¥60
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×13.6%			
食事に係る自己負担額	基準額	¥1,445 (朝¥395 昼¥525 夕¥525)		
	第3段階②	¥1,360		
	第3段階①	¥650		
	第2段階	¥390		
	第1段階	¥300		
居住に係る自己負担額		個室	多床室	
	基準額	¥1,231	¥915	
	第3段階	¥880	¥430	
	第2段階	¥480	¥430	
	第1段階	¥380	¥0	

その他日常生活費については、別途徴収するものとする。

